電気・ガス料金支援に係る
電気料金の特別措置

（電気供給条件［低圧］・標準供給条件等への追加の供給条件）

2026年12月１日 実施

九 州 電 力 株 式 会 社

１　適　用　範　囲

この電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置は，当社が別に定める電気供給条件［低圧］および需給契約条件または標準供給条件および選択供給条件等（以下「適用対象条件」といいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

２　料金についての特別措置

⑴　適用対象条件にもとづき電気の供給を受けるお客さまの電力量料金（需給契約条件の深夜電力における深夜電力Ａ〔以下「深夜電力Ａ」といいます。〕の場合は，料金をいいます。）について，2027年１月の料金の算定期間の始期から2027年３月の料金の算定期間の終期までの期間における燃料費調整額の差引きまたは加算に用いる燃料費調整単価は，適用対象条件に定める燃料費調整にかかわらず，適用対象条件に定める燃料費調整にもとづき算定された燃料費調整単価に⑵に定める特別措置の燃料費調整単価を反映したものといたします。

⑵　特別措置の燃料費調整単価

イ　深夜電力Ａの場合

特別措置の燃料費調整単価は，１月につき次のとおりといたします。

	2027年１月の料金の算定期間	2027年２月の料金の算定期間の始期から2027年３月の料金の算定期間の終期までの期間
１契約につき	１００円００銭	４５０円００銭

ロ　従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		2027年１月の料金の算定期間	2027年２月の料金の算定期間の始期から2027年３月の料金の算定期間の終期までの期間
１キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	１円００銭	４円５０銭
	高圧で供給を受ける場合	０円５０銭	２円３０銭

３　そ　　の　　他

その他の事項については，適用対象条件に定めるところによるものといたします。